

静岡市青少年育成センターだより

みらい

令和6年度第6号 静岡市青少年育成課 〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8

Tel:354-2616 / Fax:352-7732 / E-mail:seishounen@city.shizuoka.lg.jp

<http://www.city.shizuoka.jp/kyoiku/s002344.html>

子ども若者相談センターを紹介します

子ども若者相談センターでは、概ね 39 歳までの困難を抱える子ども・若者とその保護者への面接相談・電話相談を行っています。教育支援センター、高校生ぶらっとサロン、ヤングケアラー支援も行っています。ぜひご利用ください。

【面接相談】担当相談員と問題の解決に向けて継続的に相談を重ねてきます。

☎054-221-1314 (祝日・年末年始をのぞく月～金曜日 8:30～17:15) ※予約制

(静岡市葵区追手町5-1 静岡市役所静岡庁舎本館1階)

不登校・いじめ・子どもの性格行動・青少年の将来に対する不安 など
お悩みの方はぜひご相談ください。

【電話相談】☆静岡市 24 時間子ども若者電話相談

☎054-254-6811

(毎日 24 時間受け付けています。)

対象：0～39 歳の子ども若者とその保護者や関係者



子ども若者相談センターHP

高校生ぶらっとサロン

高校生年代の居場所として、自由に過ごせる場所。(時間内の入退室は自由)

おしゃべり・ゲーム・読書・自習等

火曜日・水曜日・木曜日開催

14:00～16:30 (予約不要)

静岡市中央体育館3階

南部図書館2階

清水区キラシティ2階

※開催日によって場所が変わります



SHIZUOKAPURATTOSALON

教育支援センター

ふれあい教室(葵区)

がやく教室(駿河区)

はばたく教室(清水区)

まずは、面接相談にお申し込みください

ヤングケアラー支援

コーディネーターによるアウトリーチ支援、家事支援ヘルパーの派遣を行っています。(学校訪問や本人及び家族面談)

お気軽にお問い合わせください。

☎054-221-1314

子ども若者相談センター 令和6年4月～7月の相談状況(7月31日現在)

(1) 面接相談 相談対象者別件数

相談対象者	就学前	小学生	中学生	高校生	その他	計
	0	109	218	38	20	385

(2) 電話相談 相談対象者別件数(のべ回数)

	就学前	小学生	中学生	高校生	その他	計
24 時間子ども若者電話相談	7	52	46	154	518	777

「青少年のインターネット利用環境実態調査」より

こども家庭庁より、令和5年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」が報告されました。その中から抜粋して、おもな質問と回答を表にしてみました。比較すると傾向が見えてきました。

1. おもな質問と回答

	質問内容	青少年	不等号(※)	保護者	コメント
(1)	インターネットを利用している	98.7%	≒	98.4%	ほぼ一致
(2)	インターネットの使い方について家庭のルールを決めている	65.3%	<	77.2%	11.9ポイント保護者が高い
(3)	決めている家庭のルールの内容				
	①利用する時間について	70.9%	≒	69.0%	ほぼ一致
	②利用する場所について	29.6%	<	34.7%	5.1ポイント 保護者が高い
	③利用するサイトやアプリの内容	37.1%	<<	52.9%	15.8ポイント 保護者が高い
	④ゲームやアプリの利用料金の上限や課金の利用方法	45.9%	<	59.7%	13.8ポイント 保護者が高い
	⑤困ったときにはすぐに保護者に相談する	51.1%	<	62.3%	11.2ポイント 保護者が高い
(4)	インターネットの危険性について説明を受けたり学んだりしたことがある	85.0%	>	72.2%	12.8ポイント 青少年が高い
(5)	インターネットの危険性について説明を受けたり学んだりした機会				
	①学校での会合や学校から配布された資料など	95.3%	>>	56.4%	38.9ポイント 青少年が高い
	②テレビや本、パンフレットなど	19.2%	<<	41.6%	22.4ポイント 保護者が多い

※不等号は、10ポイント前後の差は > または < 、15ポイントを超える差は >> または << としています

< 青少年への質問 >

(6)	インターネットの利用状況	主な回答（多い順）
	①スマートフォン利用の目的	・動画 88.3% ・メールやチャット 82.9% ・検索 81.7% ・音楽 80.0% ・ゲーム 72.1%
	②学校から配布された端末利用の目的	・勉強 80.7% ・検索 62.9% ・動画 18.5% ・撮影や制作、記録 15.6%
(7)	端末別インターネット利用時間（1日平均）	・スマートフォン 185.0分 ・テレビ 73.3分 ・自宅用パソコンやタブレット 72.7分 ・ゲーム機 71.5分 ・学校から配布されたり指定されたタブレット 61.1分
(8)	インターネットの目的別利用時間	・趣味や娯楽 176.7分 ・保護者や友人等とのコミュニケーション 55.1分 ・勉強や学習など 62.0分

2. インターネット利用状況調査の結果から見てきたこと

- 「家庭のルール」について、「決めている」と回答した保護者の割合は、青少年より11ポイント以上高い結果となりました。また、決めている項目に注目すると、「時間について」とした回答は、青少年も保護者も約7割とほぼ一致しているのに対し、「場所について」と回答した保護者は5.1ポイント高く、「利用サイトやアプリの内容」や「利用料金」に至っては、15ポイント以上も保護者の方が高くなっていました。これらのことから、「家庭のルール」は、保護者の意識に比べて青少年の意識が低いことがわかります。
- インターネットの危険性を学習する機会については、青少年と保護者の結果に数値の差はあるものの、いずれも1番高い機会は学校の会合や学校からは配布された資料という結果になっており、学校が安全な利用の啓発に大きな役割を担っていることが明らかとなりました。

インターネット利用に関する家庭のルールを考えましょう。

当課では、7月の「青少年の非行・被害防止強調月間」リーフレット等で、「家庭のルールづくり」を以下のように勧めています。

子供の主張、保護者の意見を出し合い、ルールを作ろう

→

☐ フィルタリングサービス(※)を必ず利用すること

☐ 1日の利用時間や使う内容のこと

☐ 危険なサイトにはアクセスしないこと

☐ ネット上に個人情報や写真を載せないこと

☐ ルールを守れなかった場合のこと

※保護者には、青少年が携帯電話インターネットサービス接続役務の提供を受ける場合、フィルタリングサービスを利用する努力義務があります。【県条例】



調査結果 QR コード